

柏原市保育所設置認可等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条に定める保育所を設置しようとする者(以下「設置者」という。)のうち、国、都道府県、市町村以外の者が、その認可の申請及び各種届出の手續等を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(設置認可の申請)

第2条 法第35条第4項の規定による申請は、保育所設置認可申請書(様式第1号)を市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請を受け、認可の可否を決定したときは、保育所設置認可可否決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(認可申請の要件)

第3条 前条の認可の申請にあたっては、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第103号)、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)に掲げる要件を満たしていること。
- (2) 小規模保育所を設置しようとするときは、前号の要件に加え、「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知)及び「小規模保育所の設置認可等について」の取扱いについて」(平成12年3月30日児保第11号厚生省児童家庭局保育課長通知)に掲げる要件を満たしていること。
- (3) 夜間保育所を設置しようとするときは、第1号の要件に加え、「夜間保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」(平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知)に掲げる要件を満たしていること。
- (4) 不動産の貸与を受けて保育所を設置しようとするときは、第1号から前号までの要件に加えて、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)に掲げる要件を満たしていること。

(廃止・休止の申請)

第4条 法第35条第12項の規定による保育所の廃止又は休止の承認の申請は、保育所(廃止・休止)申請書(様式第3号)により行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請を受け、保育所の廃止又は休止の承認の可否を決

定したときは、保育所（廃止・休止）承認可否決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の届出）

第5条 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）

第37条第5項の規定による変更の届出は、保育所（名称・位置）変更届出書（様式第5号）により、変更のあった日から起算して1月以内に行うものとする。

2 規則第37条第6項の規定による変更の届出は、保育所（建物・設備・定員等）変更届出書（様式第6号）又は保育所施設長（経営の責任者）変更届出書（様式第7号）に別表に掲げる書類を添付し、あらかじめ提出することにより行うものとする。

3 分園（「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める分園をいう。）を設置する場合は、前項で定める届出を行うものとする。

（附則）

この要綱は、平成22年10月1日から施行し適用する。

（附則）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

柏 原 市 長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保 育 所 設 置 認 可 申 請 書

児童福祉法第35条第4項の規定により、保育所を下記のとおり設置したいので、別添保育所設置計画書を添えて申請します。

記

1. 施 設 名
2. 所 在 地
3. 定 員
4. 事業開始予定日

(添付書類)

※ 設置主体の変更の場合

引継ぎ確認書(写)、贈与契約書(写)、財産目録及び備品台帳

柏 第 号
年 月 日

住 所
名 称
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

柏原市長



保 育 所 設 置 認 可 可 否 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあつた保育所設置の認可について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 認可する
 - (1) 認可する事業について
事業所名
事業所所在地
認可定員
 - (2) 認可条件

- 2 認可しない
理 由

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に柏原市長に対して不服申立てをすることができます。また、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に柏原市を被告(柏原市長が被告の代表者となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であれば提起することができます。

様式第3号

年 月 日

柏原市長様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保 育 所 (廃 止 ・ 休 止) 申 請 書

年 月 日付け柏原市(大阪府)指令 第 号により認可された保育所を(廃止・休止)したいので、児童福祉法第35条第12項により申請します。

記

1. 名 称
2. 所在地
3. (廃止予定日・休止期間)
4. (廃止・休止)理由

(添付書類)

- ① 利用乳幼児の処置方法(廃止・休止の場合とも)、財産の処分方法(廃止の場合のみ)
- ② 引継ぎ確認書(写)、贈与契約書(写)、財産目録及び備品台帳(設置主体の変更のみ)

柏 第 号
年 月 日

住 所
名 称
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

柏原市長



保育所(廃止・休止)承認可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた保育所(廃止・休止)承認の可否について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

(1) 承認する事業について

事業所名

休止期間(休止の場合のみ)

(2) 承認条件

2 承認しない

理 由

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に柏原市長に対して不服申立てをすることができます。また、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に柏原市を被告(柏原市長が被告の代表者となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であれば提起することができます。

様式第5号

年 月 日

柏 原 市 長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保 育 所 (名 称 ・ 位 置) 変 更 届 出 書

年 月 日付け柏原市(大阪府)指令 第 号により認可された保育所の(名称・位置)を下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1. 名 称

2. 所 在 地

3. 変更内容

- ・ 変更前
- ・ 変更後

4. 変 更 日

5. 変 更 理 由

(添付書類)

変更前及び変更後の位置がわかる地図、住居表示変更通知書(位置変更時のみ)

様式第6号

年 月 日

柏原市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保育所(建物・設備・定員等)変更届出書

年 月 日付け柏原市(大阪府)指令 第 号により認可された下記施設について、別添保育所変更計画書のとおり変更したいので届け出ます。

記

1. 施設名
2. 所在地
3. 変更内容
4. 変更予定日
5. 変更理由

年 月 日

柏原市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保育所施設長(経営の責任者)変更届出書

年 月 日付け柏原市(大阪府)指令 第 号により認可された下記施設の施設長(経営の責任者)を変更したいので届け出ます。

記

1. 施設名
2. 変更内容
 - ・ 変更前
 - ・ 変更後
3. 変更予定日

(添付書類)

履歴書

保育所(設置・変更)計画書

1. 施設名

2. 設置主体

3. 経営主体

4. 種 別 保 育 所

5. 所在地 (郵便番号 ())
市 町 番地
小学校区名 小学校区
最寄駅 線 駅
電話番号 () FAX 番号 ()

6. 定 員 名

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員内訳							
入所(予定)児童数							

7. 保 育 士 名

8. 建物その他設備の規模及び構造並びに図面

(1)敷 地 m^2 (自己所有地 m^2 、借地 m^2)

(2)建 面 積 m^2 (延面積 m^2)

(3)屋外遊戯場 m^2

(4)建物並びに設備の規模、構造等

ア. 構造 造 階(地上 階、地下 階)

イ. 各室の状況 (別紙Ⅰのとおり)

(5)施設全体の付近見取図、配置図、平面図、立面図

※注1 平面図に室名、面積、利用人員を記入すること。

※注2 配置図に屋外遊戯場の範囲、面積を記入すること。

9. 事業開始・変更予定日

年 月 日

10. 経営の責任者(理事、監事等)一覧表及び履歴書 (別紙Ⅱのとおり)

11. 施設職員の履歴書及び保育士証の写し (別紙Ⅲのとおり)

12. 法人等設立状況(法人又は団体のみ)

- (1) 定款、寄付行為その他の規約
- (2) 設立証拠書類又は登記簿謄本

(添付書類)

- ① 各室面積表(別紙Ⅰ)
- ② 経営者(理事、監事等)一覧表(別紙Ⅱ)
- ③ 経営者(理事、監事等)履歴書(写)
- ④ 職員名簿(別紙Ⅲ)
- ⑤ 職員履歴書(写)、保育士証(写)、所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書(控)の写し(但し、最低基準外非常勤職員については不要)、嘱託医の就任承諾書(写)又は契約書(写)及び医師・歯科医師免許証(写)
- ⑥ 収支予算書(事業開始年度)
- ⑦ 定款、寄付行為その他の規約(運営規程)
- ⑧ 法人等設立証拠書類(写)又は登記簿謄本
- ⑨ 児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙Ⅳ)
- ⑩ 最寄駅からの図、施設全体の付近見取図、配置図、平面図、立面図
- ⑪ 土地・建物の登記簿謄本、建築確認申請書(写)及び検査済証(写)
- ⑫ 不動産の貸与を受ける場合には、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面(写)、賃借契約(写)、建築確認書及び検査済証(写)
- ⑬ 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書(写)
※それぞれ写しについては原本証明をすること。

社会福祉法人及び学校法人以外の者は⑭、⑮、⑯についても添付

※不動産の貸与を受ける場合は⑰も添付

- ⑭ ア及びイ 又は ウ
ア 施設長が、保育所又は保育所以外の児童福祉施設若しくは幼稚園において2年以上勤務した経験を有する者である証明書若しくはこれと同等以上の能力を有する者である証明書、又は経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むことを証明するもの。
イ 運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)の構成、権限及び役割を明らかにする書類
ウ 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び施設長を含むことを証明するもの。
- ⑮ 設置前3か年の会計年度における、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該設置主体の全体の財務内容が明らかとなる書類(貸借対照表、損益計算書、収支計算書等)
- ⑯ 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有している証明書(金融機関発行の残高証明書)

- ⑰ 賃借料の財源とは別途、1年間の賃借料に相当する額と1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相当額)の合計額を保有している証明書(金融機関発行の残高証明書)